2023年10月25日

独立行政法人国際協力機構

契約担当役理事　殿

【所在地】東京都千代田区△△△△

【会社名】株式会社○○○○

T＋数字13桁

【登録番号】[[1]](#footnote-2)TXXXXXXXXXXXXX

【代表者役職名】

【代表者名】　　　　　　　　　印

部分払請求書

20＊＊年　月　日付[[2]](#footnote-3)で業務部分完了届に対する検査合格の通知がありましたので、業務実施契約約款第17条に基づき、下記の通り部分払の支払いを請求します。

なお、本契約は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）附則第5条第3項に規定する経過措置の適用対象となるものです。[[3]](#footnote-4)

記

契約書と同じ

1. 対象契約（業務の内容）[[4]](#footnote-5)

業務名称 BBBBB情報収集・確認調査（QCBS）

業務実施地 東ティモール国

締結日 2022年１月15日

実際の完了日（業務部分完了届の提出日よりも前の日付）

1. 業務部分完了日[[5]](#footnote-6)：2023年10月15日
2. 業務の対価[[6]](#footnote-7)
3. 今回部分完了に伴う業務の対価（税抜）[[7]](#footnote-8) 　　　　　22,090,500円
4. 適用税率　　　　　　　　　　　　　　　10％
5. 今回消費税額 　　　　　　2,209,050円

（支払情報は次ページ）

検査合格にて通知された金額を記載

**＜支払情報＞**

1. 部分払額[[8]](#footnote-9)： 　　　　　　　　　　　　16,143,668円

（内訳）今回部分払金額（税抜）　　　　　 13,934,618円

今回消費税額　　　　　　　　　　　2,209,050円

1. 振込銀行　：　　普通・当座
2. 口座番号：
3. 口座名義　：株式会社

取締役社長

以上

1. *登録番号（T+数字13桁）がある場合は必ず記載下さい。* [↑](#footnote-ref-2)
2. *検査合格の通知を受けた日付を記載ください。* [↑](#footnote-ref-3)
3. *コンサルタント等契約は消費税増税に係る「経過措置」の対象としており、2019年3月31日以前に締結された契約は経過措置の適用対象となります。これら経過措置の対象となる契約については、請求書において経過措置の対象である旨記載が求められますので、なお書き以下の記載を追記願います。* [↑](#footnote-ref-4)
4. *契約書記載の「業務名称」、「業務実施地／対象国名」、「締結日」を確認の上、記載ください。* [↑](#footnote-ref-5)
5. *部分払にかかる中間成果品の完成日（**業務部分完了届の提出日よりも前の日付）を適宜、記入します（不課税契約及び一部不課税契約にて「課税業務金額がゼロ円」の場合は対象外2.削除）。* [↑](#footnote-ref-6)
6. *適格請求書として消費税の発生を認識するため「業務の対価」を記載します（不課税契約及び「課税業務金額がゼロ円」の場合は対象外3.削除）。契約金相当額計算書を確認の上、記入ください。また、一部不課税の契約では、課税業務金額の「部分完了に伴う対価（税抜）」の金額のみ記入します。なお、振込する部分払額とは異なりますのでご注意ください。* [↑](#footnote-ref-7)
7. *契約金相当額計算書総括表の「部分完了に伴う業務の対価（消費税抜き）」金額を記載します。* [↑](#footnote-ref-8)
8. *当機構から送付される「検査合格の通知」を参照ください。* [↑](#footnote-ref-9)